

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 目的

中小企業・小規模事業者は、地域に根ざした事業活動を行い、多くの雇用機会を提供するなど、地域経済において、重要な役割を果たしているところであるが、近年、自然災害の頻発化などにより、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じている。このような中、中小企業・小規模事業者をめぐる環境の変化を踏まえ、経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営強靱化を図り、事業活動の継続に資するため、サプライチェーンや地域の経済・雇用を支える中小企業を中心として、それらの災害対応力を高める必要があることから、国では、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)の一部を改正し、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画(以下「事業継続力強化支援計画」という。)を都道府県知事が認定し、認定を受けた者について、各種の支援措置を講じる仕組みを整えたものである。これをもって、弘前商工会議所が、弘前市と共同して本計画を作成するものである。

II 弘前市の現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

一級河川である岩木川水系の岩木川や平川などを有し、千年以上に一度の降雨による洪水の浸水想定区域が市内の大半を占めている。

(土砂災害：ハザードマップ)

土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域をあわせて 205 箇所が青森県により指定されており、約7割が急傾斜となっている。

(地震：青森県地震・津波被害想定調査(日本海側海溝型地震))

平成27年度青森県地震・津波被害想定調査(日本海側海溝型地震)によると市内の最大震度は6弱で、全壊建物数は約1,800棟と予測されている。

(その他)

活火山である「岩木山」を有し噴火警戒レベルが運用されている。冬季にマグマ噴火が発生した場合には融雪型火山泥流が岩木川を流下する可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 弘前商工会議所管内商工業者の状況

○商工業者数 6,755人

○小規模事業者数 5,143人

【内 訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	卸売業	452	249	市内に広く分布
	小売業	2,659	1,847	市内に広く分布
	サービス業	1,777	1,427	宿泊、飲食は駅前、土手町、鍛冶町に多い
	その他	1,867	1,620	
合計		6,755	5,143	

(3) これまでの取組**1) 弘前市の取組**

- 弘前市地域防災計画（地震災害対策編・風水害等災害対策編）の策定
- 弘前市業務継続計画（BCP）の策定
- 弘前市備蓄計画の推進
- 弘前市防災マイスターの育成
- 自主防災組織の結成促進
- 弘前市総合防災訓練の実施
- 企業等との災害時の防災協定の締結推進
- ひろさき地方創生パートナー企業の協力による市内中小企業向け事業継続計画策定支援

2) 弘前商工会議所の取組

- 事業者BCPに関する国の施策の周知
巡回指導時の周知活動
- 事業者BCP策定セミナーの開催
- 東京海上日動火災保険㈱等と連携した損害保険への加入促進
ビジネス総合保険制度
賠償責任リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化した制度。
災害（火災、風災、水災、雪災、地震等）にあった際の休業損失を補償している。
業務災害補償プラン
労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を補償する制度。オプションで、業務中の天災（地震、噴火、津波等）による怪我等も補償する。

III 弘前商工会議所の課題

当会議所では、現状、自然災害等が発生した後の地域商工業者の被害状況等をヒアリングするにとどまっており、本市との協力体制が具体的に確立されていない他、対応等に当たってのマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を行うことができるノウハウをもった人員が当会議所には少ない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

IV 弘前商工会議所の目標

- 地区内小規模事業者に対し自然災害リスク等を認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時、非常時における情報収集を円滑に行うため、会議所と市との間における被害情報報告体制を構築する。
- 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

V その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（仕器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- 会報や市広報、会議所ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組や、効果的な訓練等について、巡回活動を通じて指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、当会議所と弘前市の共催による小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 弘前商工会議所の事業継続計画の作成

- 当会議所では、本計画と並行して令和2年4月、事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- 全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの引受保険会社である、東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- （公財）21 あおもり産業総合支援センター等への普及啓発ポスター掲示依頼。
- 市との共催により、弘前市がひろさき地方創生パートナー企業協定を締結している東京海上日動火災保険㈱の協力のもと、市内中小企業向け事業継続計画策定支援セミナー等を開催。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡手段の確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。
- 訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

< 2 発災後の対策 >

- 弘前市地域防災計画では、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。

○自然災害等の発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、当会議所では、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会議所では、発災後1時間以内に職員の安否確認・報告を行う。
例：SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会議所は当市と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、弘前市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会議所では、弘前市内の発災状況や災害規模に応じた応急対策の方針を決める。
例：職員自身の目視で命の危険を感じる豪雨の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・青森県地域防災計画（風水害等災害対策編）に基づき、当会議所では 防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ■ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区内の事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目立った被害の情報がない。

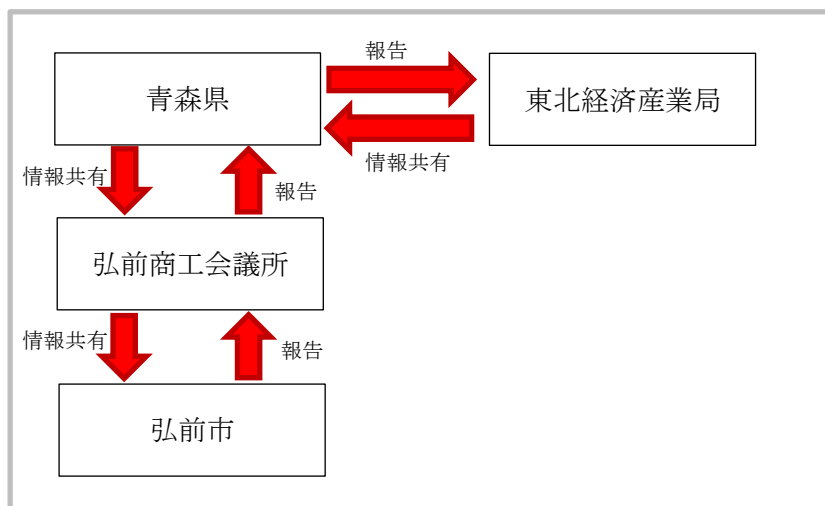
○本計画により、当会議所と弘前市は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- 二次被害を防止するため、被災地域で活動する際は、あらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- 当会議所は当市と被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- 当会議所は当市と共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会議所より青森県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会議所と当市が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当市より青森県へ報告する。



< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当会議所は、国、県の依頼を受けた場合は特別相談窓口を開設する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（当会議所会館を想定）
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

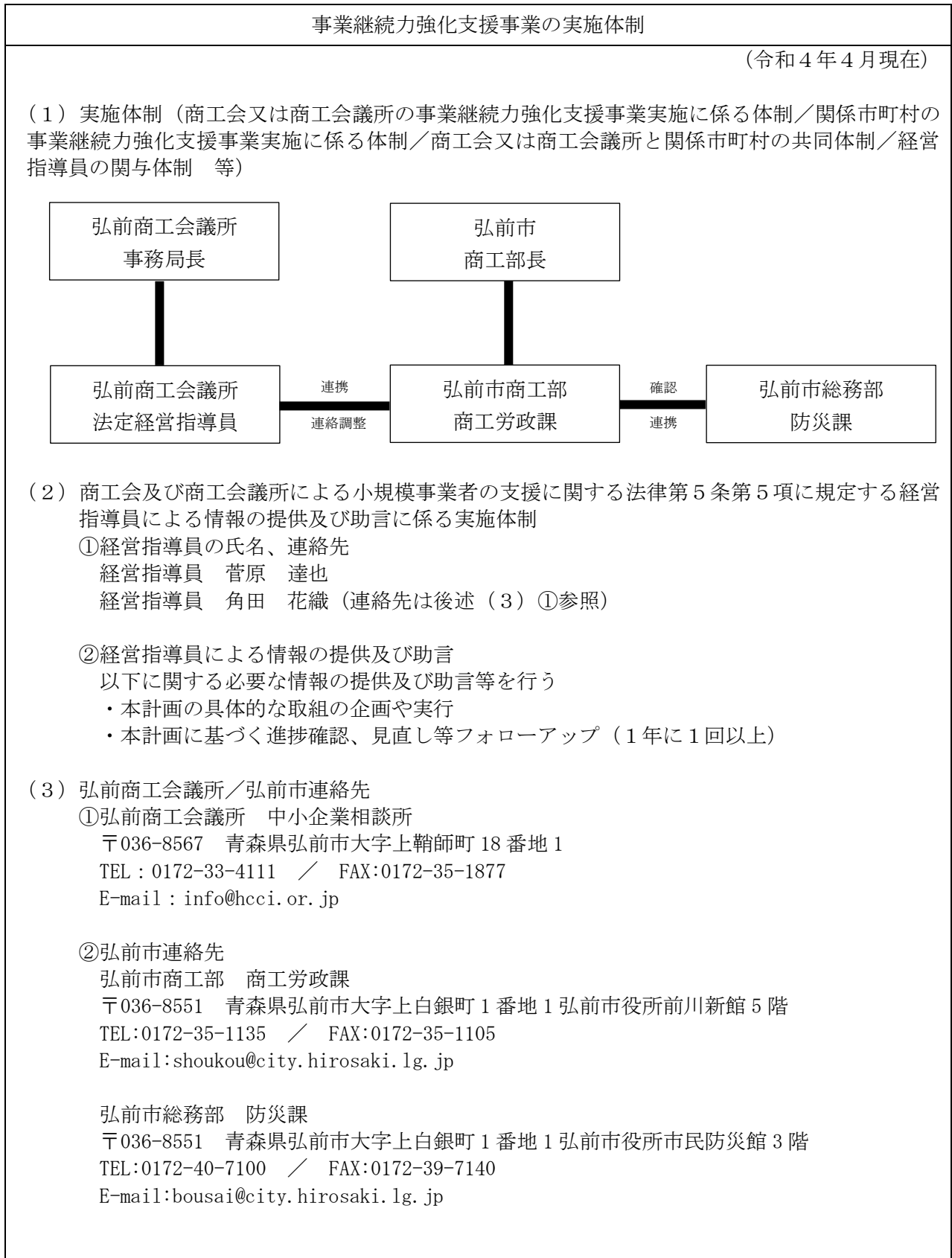
- 青森県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



別添

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフレット、 チラシ制作費	200	200	200	200	200

調達方法
青森県 小規模事業経営支援事業費補助金、会費収入、事業収入 等